

(平成17～18年度支援)

原状回復事業事例：群馬県太田市混合廃棄物事案

事案の類型	投棄者不明の混合廃棄物の不法投棄
事案の場所	群馬県太田市内
行為者	不明
規模及び種類	投棄面積；1,729m ² 投棄量；9,328m ³ 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、陶磁器くず、 がれき類等の混合廃棄物、土砂
支障のおそれ	投棄された廃棄物には、ベンゼン、トルエン及びキシレンが混入しており、かつ、ベンゼンの濃度は廃棄物の埋立基準を大幅に上回っている。 また、投棄現場から250m範囲内には3本の水道水源井戸と15本の農業用井戸が設置されている。 このため、現状を放置すると水道水源井戸や農業用井戸が汚染され、健康被害や農作物被害が生じるおそれがある。
対策工の概要	投棄された産業廃棄物を掘削し、隣地で選別を行った後に産業廃棄物を搬出処理した。可燃物は太田市清掃センターで焼却処理、不燃物は中間処理業者において委託処理した。 また、土砂は必要に応じて処理を行った上で、現地で埋め戻した。
除去した廃棄物の種類及び量	排出・処分量 2,518m ³ (2,042t) 可燃物 1,137m ³ (793t) 不燃物 1,381m ³ (1,249t)
代執行費用	184,956,240円
支援した資金額	138,717,000円

代執行前



【事案概要】

平成12年11月に、産業廃棄物が同地ほかに埋められた（不法投棄）旨が週刊誌に掲載された。このため、県は確認や関係者への事情聴取を行ったが、行為者等は判明しなかった。しかし、平成14年11月、関係機関立会のもと週刊誌への情報提供者が同地を試掘したところ大量の廃棄物が掘削された。

その後、地下水観測用の観測井戸を設置してモニタリング調査を行っていたが、平成17年9月、投棄現場下流の観測井戸からキシレンが検出された。

このため、県は、水道水源井戸や農業用井戸が汚染される危険性が高まったと判断し、行為者が不明であることから、法第19条の8第1項後段の規定による公告を行ったうえで行政代執行により支障の除去を行った。

代執行後

